

平成29年第1回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成29年1月25日（水） 13時32分開会
14時16分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 議員控室

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中原 英樹
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前薊 佳生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 議案第1号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について
 - ・ 日程第2 議案第2号 指宿市立公民館条例の一部改正について
 - ・ 日程第3 議案第3号 指宿市文化財保護審議会への諮問について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成29年第1回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

平成28年第12回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を七夕委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告をいたします。

別紙の資料を準備してありますので、ご覧ください。

初めに、本年の仕事始め式を平成29年1月4日に開催しました。その中で、職員の皆さん方に「できる可能性を探して、できることからやる」という話をさせていただきました。教育大綱ができて2年目になってきますので、具体化していくために、できる可能性を探して、できることからやる実践を重視していきたいと思っております。特に、キーワードとして「つなぐ」という言葉を出してお願いしました。小学校と中学校をつなぐ。または、学校と家庭をつなぐ。教育委員会と学校をつなぐ。いろいろな意味で、つなぐということキーワードにして取り組んでまいりたいと思います。

それから、3番目に書いてあります、指宿市成人式を4日の13時30分から、市民会館で実施して、委員の皆さん方にもご出席をいただきました。ありがとうございました。実行委員会を組織して、社会教育課のご指導の下に取り組んできたところでしたけれども、全体的に大変、若者がしっかりした考えをもって取り組んでくださったなど。他の市町村の報道関係を見てい

ますと、全国的にはいろいろあったようですけども、指宿の若者のすばらしさを見たと思います。対象者が482名という中で、当日は341名の出席と、70.7%の出席率だったようでございます。その他、来賓・一般の方々が292名、ボランティア等で携わった社会教育課の職員も含めてですが、85名とこういうことで、たくさんの方においでいただいて、新成人を祝っていただいたのではないかなと思います。

同じ日に、サッカーの福元選手と高橋選手がいらっしゃって、市長の表敬訪問がございましたので、同席をさせていただきました。本市出身のお2人が頑張っておられて、いろいろな話をお聞きすることができました。

5番目の菜の花マラソン大会の開会セレモニーに参加しましたが、1月8日の日曜日、参加者が減少するということもありましたが、選手の皆さんがスタートした後、先回りをして市長・副市長と一緒にコースを回りながら、途中のおもてなしブースに立ち寄って、お礼を申し上げたりすることでした。本当にそれぞれのブースで、いろいろな食べ物・飲み物等を準備して、所によっては足湯まで準備していただいて、おもてなしをしておられました。商業高校の生徒さんたちも、たくさんボランティアで参加していただきました。

6番目の第5回市校長研修会。本年度、最後の校長研修会を実施したところです。その中で、早く市の教育行政施策等を学校にお伝えして、学校の教育課程に入れ込んでいただくと。そうしないと、実践に繋がらないという思いもあるものですから、今後また、教育委員会等で29年度の施策等については、審議していただきますけれども、情報提供というような形で3点お願いをしました。1つは「コミュニティスクールの推進」。学校運営協議会を始めて、2年目にかかりますので、さらに進めたいと。それから、2番目には「小中連携教育の推進」。先程、「つなぐ」というキーワードを出しましたが、小中の連携教育を通して、何とか学力向上や不登校の解消、そういう取組をしていきたいと考えているところです。3番目には「ふるさと教育の推進」。まるごと博物館構想を具現化していくために、このふるさと教育を学校で推進していただいて、具現化が図られたらと思います。そういうことをお願いしたところです。

7番目には、地区対抗の女子駅伝競走大会、県下一周市郡対抗駅伝競走大会の指宿地区の結団式がございました。いよいよ女子駅伝については、今週の日曜日の1月29日となりました。それから、県下一周駅伝については、2月18日の土曜日から22日の水曜日まで開催されます。1日目の土曜日は市内を走りますので、また、たくさんの子供たちも一緒になって応援ができるのかなと思っております。

8番目の菜の花マーチにも、子供たちがたくさん参加してくださいました。天気にも恵まれたのかなと思います。私は、山川ステージの25kmコースで激励の言葉を述べさせていただきました。全国からもたくさんの方が集まっていて、会場で話をした中には、福岡からおいでいただいた方や、埼玉からおいでいただいた方と話をする機会がありましたので、そのことを挨拶の中で触れさせていただき、紹介したところです。

9番目は、サッカーの合宿が始まり、J3の鹿児島ユナイテッドFCと、J1の柏レイソルの2チームが指宿に来ております。歓迎式がございまして、市長が県外出張のために、代わりまして歓迎の挨拶と、激励金・激励品の授与をしました。私にとっては、良い経験をさせていただいたかなと思います。いわさきホテルのサッカー場には、初めて足を入れましたので、芝っていうのは、こういう芝を考えておられるのかなという実感をしたところでした。今後、合宿誘致等を考えたときに、近くに何チームかいて練習試合等ができる、そういう環境は必要なのかなというのも感じたところでした。

そこに書いてありませんけれども、本日のインフルエンザ欠席者の状況ですが、小学生が9名、中学生が24名。指商が28名の計61名のインフルエンザが出ているようです。報道で、保健所単位の罹患者数が出ていますけど、指宿地域が一番多いということです。また、後ほど藤井先生にもご指導いただいたら有難いと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の議案 日程1、日程2及び、別紙の追加議案の日程3については、条例の一部改正と諮問に関する案件でありますので、公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。日程第1 議案第1号「指宿市図書購入基金条例の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第1 議案第1号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市図書購入基金条例を次のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものであります。

指宿市図書購入基金は、旧山川町において、故松下清氏が、「図書購入費」に役立てる目的で寄付された5百万円を基金としたものです。基金の運用から生ずる益金の活用を図っているところですが、低金利等の理由により寄付者の意向を十分生かしていない状況であることから、果実運用型から取崩型への運用とするため、この条例の一部改正を行い、寄付者のご意志である図書購入費に充てようとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2条第1項は、基金の額を5百万円と定めておりましたが、これを一般会計歳入歳出予算で定める額と改正し、第2条第2項は、基金を取り崩し活用するために削除しております。

次に、第5条を第6条とし、第4条の次に、処分として「基金は、第1条に規定する設置目的のため、必要に応じ、その全部または一部を処分することができる。」としたところです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

まず、変更する意味は聞いたのですが、第1条というのがどういうものなのかを教えてください。だきたいというのと、これは5百万円を取り崩して、使っていきますというような形にするという捉え方でいいのでしょうか。

(中摩課長)

まず、1つ目の条例の第1条の条文を読み上げさせていただきます。「第1条 松下清氏から市に寄附採納された基金に関し、その収益を図書購入に充てるため、指宿市図書購入基金を設置する。」となっております。

2つ目のご質問でございます。こういった目的につきまして、説明もございましたとおり、現状では、年間の利子が2千円程度しかついていないということでございます。寄付をされたのが、昭和60年でございます。基金から生じた利子である益金によって図書館の図書を購入することができていたところですが、現在では、年間2千円程度では、ほんの何冊しか購入できないというような状況になっております。したがって、5百万円についてはご指摘のとおり、切り崩しながら図書を購入することを考えております。現在、想定しているところでは、松下文庫といったものをつくり、本をある程度まとめて購入し、その後は毎年、少しずつ使っていく。使いながら、図書を補充していくような方法も検討しているところでございます。

(西職務代理者)

最初に基金で5百万円という形をとった以降、どの程度、本を買っていたのかというのと、現在では、年間2千円ぐらいしかつかないから、もう利息で買うというのは諦めるのか。新しい改正後の第2条で、「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」と書いてありますけれども、これが想定としてどれぐらいなのか、例えば、5百万円を取り崩していくとしたら、どれくらいになるのか。5百万円は減る一方という形の捉え方でいいと思うのですが、どれくらいというような感覚でいらっしゃるのでしょうか。

(中摩課長)

まだ、その取り崩し額については、決定をしていないところで想定でございます。かつては、この基金の利子が4～5万円とかあった時期がございました。ただ、現状では先程の説明のとおり、2千円程度ということでございます。例えば一旦、百万円程度で、松下文庫という名前の入ったスタンプを押した本を、山川図書館に購入したいと考えております。その後、例えば、20万円程度の一定金額を目処としまして、本を購入して、その文庫を充実させながら活用を図っていきたいと考えております。

これまでは、どの程度の本を購入していたかというご質問でございます。先程、申し上げましたように、以前は、利子が4～5万円程度という形でございましたので、その範囲で図書を購入していたというのが実態でしたが、今は1冊買えるか買えないかという状態です。図書館の運営費の中に含め込んで、予算の範囲での購入という形になっていたところでございます。

一般会計の予算の内容でございますけれども、今後は切り崩す金額を一般会計予算として計上をし、それを使っていくという形になっております。

(西森教育長)

支出は予算を組んで、その予算の範囲内で図書を購入すると。その予算を組む時に、切り崩す額が決まってくるということですね。

(中摩課長)

また、基金残高についても、一般会計予算の中で報告をされるということになってまいります。

(西職務代理者)

5百万円は、要はもう無くなっていきますよという、そういう捉え方でいいということですね。これは、基金で5百万円いただいたものがありましたけれども、これからは予算の中に入れ込んでいって、購入費という形にして、だんだん取り崩していきますので、将来はゼロにしていきますよという捉え方でいいのですね。

それと、今は図書館とかは、そらまめの会がみてくださっている形だと思うのですが、その本を買いましょうとなった時には、何処がそのお金を使うのかって言ったら、そらまめの会が選んで買いますよという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

(中摩課長)

本の購入費については、一般会計予算で計上し、想定ですけども社会教育課で計上し、例えば先程、申し上げた初年度が百万円だったなら、その範囲でどのような本を購入するかということについては、そらまめの会にも意見をもらってという形になってくるとは思います。そして、それを図書館に置くということになります。

先程の説明が中途半端で申し訳ございませんでした。例えば、ある年度に20万円を使う予定でしたら、基金残高が480万円というのが出てくることになります。

(西森教育長)

結局、図書館の運営については、指定管理者にお願いしている。そこには、指定管理料が発生しているわけですけども、その指定管理料の中に、ここの部分に関わる図書購入費は入っていませんと。一般会計の予算で、社会教育課の責任の下に支出がなされるということですね。

(中摩課長)

補足です。従来、指定管理料の中にも、図書購入費というのを含めておりましたけれども、今回の目的が、松下清さんから寄附採納された資金を元に、図書購入に充てるということがありますので、社会教育課で購入して、図書館にそれを活用してもらおうという格好になると思います。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 議案第1号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1 議案第1号は、提案のとおり同意することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第2 議案第2号「指宿市立公民館条例の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第2 議案第2号 指宿市立公民館条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをお開きください。

指宿市立公民館条例を次のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものであります。主な改正理由は、これまで徳光校区公民館と利永校区公民館の両校区公民館を山川多目的研修館内に設置していましたが、平成29年4月1日から区域の住民を対象に事業を行いやすくする目的で、両校区にそれぞれ設置しようとすることから条例の一部改正をしようとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、7ページをお開きください。

別表第2中の、徳光校区公民館の位置「指宿市山川大山1150番地1」を「指宿市山川岡児ヶ水331番地」に、利永校区公民館の位置「指宿市山川大山1150番地1」を「指宿市山川利永468番地」に変更するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

この両区の校区公民館につきましては、以前から自分たちの地区にあるほうが使いやすいというようなことで、その要望に応える形かと思うのですが、具体的には何処なのですか。

(中摩課長)

徳光校区は徳光公民館内、利永校区は利永集落センター内という形で、こちらの住所になっ

ているところです。

(西職務代理者)

それぞれの所で、校区公民館を運営していただくということですが、担当の方がいらっしゃいましたが、その方たちもそれぞれ、こちらの方に移るといいう形でよろしいのでしょうか。

(中摩課長)

はい、御指摘のとおりです。

(西森教育長)

各校区公民館と中央公民館には公民館主事を配置しておりますので、徳光と利永の公民館主事がそちらの事務所に入ります。先程、申し上げた施設は、それぞれの地域の館でありますので、その館を借り上げて、校区公民館を置くということになります。

議会等でも指摘がありましたし、改善の方向で進められることになりますので、ご理解いただきたいと思ます。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 議案第2号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2 議案第2号は、提案のとおり同意することといたします。

(西森教育長)

続きまして、本日、追加の議案がございます。

別紙の日程第3 議案第3号「指宿市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山部長)

日程第3 議案第3号 指宿市文化財保護審議会への諮問について、提案のご説明を申し上げます。

追加議案資料の2ページをお開きください。

指宿市文化財保護条例第4条第1項の規定により、次の文化財を指宿市指定無形民俗文化財

に指定したいので、同条第4項の規定に基づき指宿市文化財保護審議会へ諮問することについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第13号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市文化財保護条例第4条第1項では「教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の区分により、それぞれ指宿市指定文化財に指定することができる」となっております。また、同条第4項では「教育委員会は、文化財を指定または認定しようとするときは、あらかじめ指宿市文化財保護審議会へ諮問しなければならない」となっております。

今回、指宿市指定無形民俗文化財への指定に向けて諮問しようとするものは、開聞地域の上野区において「上野猿の子踊り保存会」によって継承されております「上野猿の子踊り」であります。「猿の子踊り」は、江戸時代において今和泉島津家領であった池田下門地区と開聞地域の上野区のみ継承されている民俗芸能であり、下門地区に伝わる「猿の子踊」が昭和48年5月1日付けで指宿市指定無形民俗文化財に指定されております。「上野猿の子踊り」は、これと同等の内容を有すること、また、鹿児島県内の他の地域にはこの文化財が継承されていないことから、指宿市域の地域的特色を示す希少な民俗芸能として重要であること、そして、旧今和泉郷の歴史的・文化的特徴を知る上でも重要であることから、指宿市指定文化財に指定しようとするところであります。

併せて、同条第3項により、「上野猿の子踊り」の保持団体には、「上野猿の子踊り保存会」を認定する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(西森教育長)

追加の議案でしたので、資料等にカラー刷りも入っていると思います。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

上野猿の子踊りが無形民俗文化財に指定された場合に、何かメリットになる点。そして、無形文化財によって、縛りを受ける点を教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

(中摩課長)

この指定文化財にしていくというメリットですが、1つは、例えば必要があれば、市の補助金等で応援をすることが、予算の範囲内でできることになっております。現状では、そういったメリットもございますが、1つは上野猿の子踊りについては、合併当時、指定文化財にということも検討したのですけれども、子どもが少なくなって、存続の危機にあったような時期がございました。今後は、指定文化財にすることで、名前も広く知れ渡ることですし、そういったPRもしていくということもありまして、周知度も高まっていくだろうということも考えております。そういった形で、有形・無形でこの継承について、応援をしていけると考えているところであります。

デメリットにつきましては、もちろん指定になりますので、今後、保存継承については、是非絶えないようお願いしたいという形になってまいります。しかしながら、継承ができなかった場合に、何らかのペナルティがあるとか、そういったものはございません。逆に応援をし

ていくということでございまして、よくある有形文化財について、特に遺跡関係について、これがあるためにという話が出てくる場合もありますけれども、それと違いまして、今後、守り伝えていきたいということで、市の指定を被せることで、ある意味お墨付きというような観点があるかと思えます。したがいまして、デメリットにつきましては、今のところは直接、考えつくところがないところです。

(七夕委員)

開聞の団体ですので、僕らもよく見ているのですが、ここ数年は非常に踊り手が少なくなっております。是非、そのような周知度が高まったり、お墨つきを与えたりすることによって、上野区の子供たちの踊りを絶やさないようにしてほしいと思えます。よろしく願いいたします。

(西森教育長)

こういう郷土芸能の文化財指定というのは、全市的に他にはどういうものがあるのですか。

(中摩課長)

市の指定になっている無形民俗文化財では、「成川南方神社神舞」と「利永琉球傘踊」。後、行事でございまして、浜児ヶ水のサンコンメ。そういうものが、無形民俗文化財に指定をされております。

(西森教育長)

今のところは、上野の猿の子踊りも、踊り手の子供さんたちが少なくなった状況ですね。聞くところでは、もう子供がいなくて踊れないなど、いろいろ課題も出てくると思えます。今後は、そういう団体・地域に対して、何か支援策というのはあるのですか。

(中摩課長)

直接的な支援策と言いますか、上野区につきましては、従来は上野に住んでいる子供たちがしていたところでした。現在、また盛り上がってきた理由については、父母や祖父母が上野出身など、関係のある子供たちに踊ってもらおうということで、対象を広げている形がございまして。逆に、他の地域においても、同じ猿の子踊りであれば、池田下門地区に伝承される猿の子踊りについても、同じ危機がございましてけれども、対象を広げることで、単に集落だけではなくて、校区内の文化財として、保存していくという形に変わってきております。

そういった保存や継承の形について、市内だけではなくて、市外の情報についても提供して、継承者・指導者の方たちの研修の場等も今後は設けて、考え方と見方、方向性の持ち方についてお示しをしたいと思います。私共も勉強していきながらになりますけれども、そういった方向性も、来年度からは考えているところでございまして。

(西森教育長)

上野地区の猿の子踊り保存会では、上野地区に住む子供たちを中心というように捉え方をしておられますので、絶やさないためには、そういう方法というのをご指導していただけたら、有難いなと思えます。

他にございませんか。

(七夕委員)

この猿の子踊りの指導者は、何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

(中摩課長)

メインになって指導されているのが、中野政道さんが1名と、後は集落の方たちが何名かと聞いております。ですから、指導者の高齢化が今後は心配されますので、それにつきましても課題が出てくると思っております。それについても、いろいろ話を聞きながら対応していきたいと考えております。

(西森教育長)

猿の子踊りの踊り手の子どもたちは分かるのですが、その鐘や笛などの役割は、その人たちが指導者になっているのですか。

(中摩課長)

おっしゃるとおり、子供たちが10名で今は踊っております。指導者、笛・太鼓を含めて、大人が4名入っておりますので、この方たちが指導者兼演奏者という格好でされております。

(西森教育長)

ここにある写真等はDVDの物かなと思うのですが、今、社会教育課の方でも、映像に残して保存するという取組もなされているところです。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3 議案第3号については、提案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3 議案第3号は、提案のとおり承認することといたします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

(七夕委員)

前回、平成28年第12回の定例教育委員会におきまして、望ましい学校づくり推進委員会の会議録をホームページなどで公開し、市民に広く周知することはできないのかという質問をいたしましたところ、それに対する事務局の回答は、ホームページに公開すべきか、非公開とすべきかについては、推進委員会に諮ってから判断しますとのことでした。そこでお尋ねいたしますが、その後、推進委員会に諮ったのでしょうか。そして、その結果はどうだったのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(前菌室長)

望ましい学校づくり推進委員会の会議録公開につきましては、去る1月11日に開催をいたしました、推進委員会の代表者会におきまして協議をいたしました。そこでは、様々な意見がありました。結果的に全会一致で、公開しないということになったところでございます。

(七夕委員)

それでは今、推進委員会の中で様々な意見が出まして、非公開とするとおっしゃいましたけれども、どのような発言があったのか、教えていただければと思います。

(前菌室長)

委員の方の意見といたしましては、発言内容で個人が特定される可能性があつて、自由に発言する環境が阻害をされるといった意見。あるいは、委員が矢面に立たされて、辛い立場になる恐れがあるといった意見がございました。

また、一方では会議録の公開ではなくて、広報紙や学校新聞などに現状を掲載して、協議の進捗を広く周知した方がいいのではないかという意見もございました。こうしたことから今、事務局では今後、広報紙などでの現状の周知ということにも努めていきたいと思っておりますし、学級PTAや青少年育成会議などの、各種団体が主催する会合に出向いて行き、推進委員会の協議進捗内容や現在の学校教育の現状、そういったものの説明を行って、保護者や地域住民の方々への周知に努めていきたいと考えているところです。

(西森教育長)

別の案件で何かございませんでしょうか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成29年第1回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。